

北方四島は日本固有の領土 早期一括返還と 日ロ平和条約締結の実現を



連合平和行動の最終行動となる「2025 平和行動 in 根室」が9月6日(土)～7日(日)に開催され、連合愛媛からは5名が参加しました。

初日に開催された「北方四島学習会」では第1部として、北方領土根室研究会の久保こころさんから、北方領土をめぐるこれまでの議論と研究会の取り組みについて、中・高生に向けた出前講座や各種団体との交流、地元FMラジオ番組などを通じた活動などの報告がありました。第2部では、色丹島出身「得能 宏」さんの実体験から、終戦直後の色丹島を舞台に、旧ソ連軍の占領に伴う激変した島民の暮らしと過酷な運命、決して諦めない家族を想う気持ちや人と人とのつながりが描かれた「ジョパンニの島」が上映され、第1部・2部を通して、北方四島の領土問題の歴史的経過などについて理解を深めることができました。

2日目は、納沙布岬・望郷の岬公園に全国各地から653人の仲間が集結、「2025 平和ノサップ集会」が開催され、連合清水事務局長のあいさつの後、歯舞諸島勇留島出身の元島民、角鹿泰司さんから、故郷・北方四島に寄せる想いと返還の切実な想いが語られました。その後、2026 平和四行動のスタートの地となる連合沖繩へピースフラッグが受け渡され、集会アピールを採択、最後に北方領土早期返還を願い力強く「がんばろう」三唱で締めくくりました。

北方領土は「日本固有の領土」でありながら、旧ソ連による不法占拠から80年が経過、終戦当時17,291人の島民の方々は5,000人を下回り、平均年齢はまもなく90歳を迎えます。一日も早く北方領土が返還されるよう、活動の継続と次世代へ継承することの重要性を強く感じました。

参加者5名

- 松中 強 (四国電力労組)
- 新宅 知徳 (東レ労組)
- 西山 政輝 (帝人労組)
- 寺田 淳泰 (連合愛媛)
- 安藤 伸子 (連合愛媛)



ワークルールに関する法的知識の 習得で組合活動を充実・強化

積極的な申込・受検をお願いします

ワークルール検定 2025秋

(後援) 厚生労働省/日本生産性本部/全国社会保険労務士会連合会

自宅でも職場でも、場所を問わず受けられる
IBT方式に変わります!

正社員、派遣社員、パート・アルバイトから管理職、経営者、労組役員に至るまで
どなたでも職場で役立つ法律知識を身につけられます!

IBTとは Internet Based Testingの略称でパソコン、スマートフォン、タブレットで受検できます。

検定期間 11月28日(金) 29日(土) 10:00~17:00
(最終開始時間)
申込受付期間 9月17日(水)~11月14日(金)

CBT方式からIBT方式に変わります!

CBT方式
Computer Based Testing



試験業者提携のテストセンターを事前予約の上、受検日時に赴き、受検する方式

利便性に地域差があり、他検定とのバッティングで予約が困難な場合も。

IBT方式
Internet Based Testing



IBTは受検場所を問いません。人数制限もありません。ネット環境と上記デバイスがあれば、試験期間中、いつでも、どこからでも受検が可能!

※受検には、**カメラ付デバイス**が必須となります。
※申込は、**一人一つのメールアドレス**が必須で、一つのメールアドレスで複数の受検申込はできません。

「地域に根ざした 顔の見える運動」の前進を

2025連合四国ブロック「地域協議会活動推進会議」

9月18日(木) ホテルマリンパレスさぬきにおいて、2025年「地協活動推進会議」が開催され、連合愛媛からは各地域協議会議長と事務局長ならびに事務局2名が参加しました。

はじめに、連合本部の中山局長から地協活動の推進に向けて説明があり、「地域協議会の活動は、地域に顔が見える連合運動の最前線で活動している。しかし、地域のみなさんがどれだけ連合のことを認知しているか? また、地域の組合員が連合の活動を知っているか? どのようにしたら地域協議会活動をブラッシュアップできるか?」などの問題提起がありました。その後のグループ討議では、取り組みの濃淡や十分に活動ができているか? や、組織拡大に関する地協の関わり方など、四国四県の取り組みについて意見交換をしました。

最後に、河野総局長より、「地協活動に関し統一的に取り組む『2つのコア活動』と『各地域の特性を生かした活動』に再構成し、その取り組み内容を2年ごとに点検、全国の優良事例を共有するとともに、さらなる地域協議会活動の底上げと活性化につなげていただきたい」と締めくくり、各地域協議会が四国ブロックで足並みをそろえ、取り組んでいくことを全体で確認しました。



あなたのお給料

最低賃金

すべての労働者
すべての使用者に適用される

毎年

チェックしよう!

改定されます

以上?

法律で
決められています

都道府県ごと

2025年12月1日から

愛媛県

の地域別
最低賃金は

1,033

時給

午後10時~午前5時に勤務する場合
深夜割増25%を加算

1,291

時給

※深夜(午後10時~午前5時)に勤務する場合、少なくとも25%の割増賃金が加算されます。[深夜割増]以外にも[時間外割増]や[休日割増]が加算されるケースがあります。詳しくは、連合へご相談ください。

未満?

無効

違反

差額請求
できます

最低賃金は、毎年、都道府県ごとに見直されます

会社は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります

最低賃金額を下回る賃金は法律違反となり、下回った場合、差額を請求できます

パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、原則すべての労働者とその使用者に適用されます

お給料が月給制でも適用されます

最低賃金より低いのかも? と思ったら...

なんでも労働相談ホットラインへ

0120-154-052

連合愛媛

〒790-0066 愛媛県松山市宮田町132-1 四国ろうきん松山ビル4F

24時間・15言語でサポートします!

労働相談チャットボット「ゆにぽ」

東予地域協議会

〒792-0025 愛媛県喜多郡大内町2-4-3 かねだビル2F西

☎0897-32-2171

中予・今治地域協議会

〒790-0066 愛媛県松山市宮田町132-1 四国ろうきん松山ビル4F

☎089-961-1911

南予地域協議会

〒798-0040 愛媛県宇治市中央町2-4-10 宇和島労働会館2F

☎0895-28-6679